

告示

埼玉県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上賢二	埼玉県羽生市大字中手子林五百八十五番地
同	井上順一	同上手子林六十八番地
同	井上雅一郎	同上手子林六百十七番地
同	内田佐一	同上手子林七百十五番地三
同	江森勉	同下手子林二千二百七十九番地
同	大門代治	同中手子林百四十五番地
同	岡戸儀芳	同下手子林二千四百九十八番地
同	金子元一	同上手子林千二百六十九番地
同	島村侑也	同中手子林千四十九番地二
同	杉山吉雄	同下手子林二千五百九十一番地
同	五月女八郎	同中手子林千七十九番地
同	戸山泰一	同下手子林千三番地
同	根岸文男	同同上
同	増田晃三	同同上
同	増田博俊	同同上
同	増田利夫	同同上
同	町田好一郎	同上手子林四百九十六番地
同	松本成弘	同同上
同	吉岡憲一	同同上
同	渡邊繁	同同上
同	渡邊繁	同同上
同	大澤敏英	同同上
同	関根文男	同同上
同	野口雅弘	同同上

二 退任

職名 氏名 住所

同 中手子林九百六十五番地

同 下手子林二千四百五十一番地一

同 千二百八十一番地

同 千四百五十七番地

同 八百五十六番地

同 千九十七番地

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

